

平成 20 年一級建築士試験「設計製図の試験」合格基準等について

一級建築士試験「設計製図の試験」は、「与えられた内容及び条件を充たす建築物を計画し、設計する知識及び技能について設計図書等の作成を求めて行う。」ものであり、その合否判定における平成 20 年試験の「採点のポイント」、「採点結果の区分」及び「合格基準」は、次のとおりである。

<p>採点のポイント</p>	<p>(1) 計画一般（敷地の有効利用、配置計画、ゾーニング・動線計画、各部門・各室の計画等）</p> <p>(2) 設計課題の特色に応じた計画</p> <p>① ホテル部門、フィットネスクラブ部門及び共用部門のゾーニング・動線計画</p> <p>② 1 階及び 2 階のエントランスホールは、2 階でペDESTリアンデッキと、1 階で歩道とそれぞれ接続し、エントランスホールに設けるエスカレーター及びエレベーターを利用して、常時、自由に通り抜けができる計画</p> <p>③ 建築物全体が、構造耐力上、安全であるような計画</p> <p>④ 建築物の環境負荷低減に配慮した計画</p> <p>(3) 構造・設備に対する理解</p> <p>(4) 設計図書の表現</p> <p>(5) 設計条件・要求図面等に対する重大な不適合</p> <p>① 「要求図面のうち 1 面以上欠けるもの」、「建築計画の要点が記述されていないもの」、「構造計画の要点が記述されていないもの」、「建築物の環境負荷低減について、特に配慮したことが記述されていないもの」、「設備計画の要点が記述されていないもの」又は「面積表が完成されていないもの」</p> <p>② 地下 1 階、地上 7 階建でないもの</p> <p>③ 図面相互の重大な不整合（上下階の不整合、階段の欠落等）</p> <p>④ 地下 1 階を除く床面積の合計が「6,000 m<sup>2</sup>以下」でないもの</p> <p>⑤ 「所要室」のうち、次のいずれかの室又は施設が所定の階に計画されていないもの          フロント・事務室、ロビー、シングルルーム(基準階に 18 室)、ツインルーム(基準階に 3 室)、車いす使用者用客室(基準階に 1 室)、受付ホール、スタッフルーム、ロッカールーム、トレーニングルーム、エアロビクススタジオ、屋内プール、エントランスホール、コーヒーショップ、便所（ロッカールームを除く 1 階又は 2 階に全くないもの）、電気・機械室</p> <p>⑥ エレベーター又はエスカレーターが計画されていないもの</p> <p>⑦ その他設計条件を著しく逸脱しているもの（多数の室・施設の欠落等）</p>
<p>採点結果の区分（成績）</p>	<p>○採点結果については、ランクⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳの 4 段階区分とする。</p> <p>ランクⅠ：「知識及び技能」*を有するもの</p> <p>ランクⅡ：「知識及び技能」が不足しているもの</p> <p>ランクⅢ：「知識及び技能」が著しく不足しているもの</p> <p>ランクⅣ：設計条件・要求図面等に対する重大な不適合に該当するもの</p> <p>*「知識及び技能」とは、一級建築士として備えるべき「建築物の設計に必要な基本的かつ総括的な知識及び技能」をいう。</p> <p>○なお、採点の結果、ランクⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳのそれぞれの割合は、次のとおりであった。          ランクⅠ：41.7%、ランクⅡ：11.5%、ランクⅢ：24.1%、ランクⅣ：22.7%</p>
<p>合格基準</p>	<p>採点結果における「ランクⅠ」を合格とする。</p>